

水質採水作業共通仕様書

鹿児島県土木部
平成29年2月

目 次

第 1 条	適 用	1
第 2 条	用語の定義	1
第 3 条	業務の着手	2
第 4 条	作業の実施	2
第 5 条	監督職員	3
第 6 条	主任技術者	3
第 7 条	担当技術者	3
第 8 条	提出書類	3
第 9 条	打合せ等	4
第 10 条	作業計画	4
第 11 条	作業管理	4
第 12 条	関係官公庁への手続き等	5
第 13 条	土地への立入り等	5
第 14 条	試料の保管及び引渡し	5
第 15 条	成果品	5
第 16 条	関連法令及び条例の遵守	5
第 17 条	検 査	6
第 18 条	条件変更	6
第 19 条	契約変更	6
第 20 条	履行期間の変更	7
第 21 条	一時中止	7
第 22 条	発注者の賠償責任	7
第 23 条	受注者の賠償責任	7
第 24 条	部分使用	8
第 25 条	再委託	8
第 26 条	成果品の使用等	8
第 27 条	安全等の確保	8
第 28 条	守秘義務	9
第 29 条	個人情報の取扱い	9
第 30 条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	9

第1条 適用

1. 水質採水作業共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、鹿児島県土木部の発注する水質採水作業（以下「採水作業」という。）に係る委託業務契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書の中に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
4. 水質分析等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

第2条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、契約担当者をいう。
2. 「受注者」とは、採水作業の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者または主任技術者に対する指示、承諾または協議の職務等を行うもので、総括監督員、監督員を総称していう。
4. 「検査員」とは、採水作業の完了の確認にあたって、契約書第8条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
5. 「主任技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、受注者が定めた者をいう。
6. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
7. 「契約書」とは、鹿児島県契約規則第28条に基づいて作成された書類（約款を含む）をいう。
8. 「設計図書」とは、仕様書、図面、質問書回答書をいう。
9. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
10. 「共通仕様書」とは、採水作業に共通する技術上の指示事項を定める本図書のことをいう。
11. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該採水作業の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
12. 「質問書回答書」とは、入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
13. 「図面」とは、入札に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
14. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、採水作業の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
15. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書

面をもって行為を求めることをいう。

16. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、採水作業に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
17. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、採水作業の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
18. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
19. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た採水作業の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
20. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
21. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
22. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
23. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、採水作業に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
24. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリ及びEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
25. 「検査」とは、検査員が採水作業の完了を確認することをいう。
26. 「打合せ」とは、採水作業を適正かつ円滑に実施するために主任技術者と監督職員が面談により、作業の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
27. 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
28. 「協力者」とは、受注者が採水作業の遂行にあたって、再委託する者をいう。

第3条 業務の着手

1. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に採水作業に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が採水作業の実施のため監督職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第4条 作業の実施

1. 受注者は契約書、設計図書に基づき監督職員の指示を受け、誠実かつ正確に実施しなければならない。
2. 本作業は、「河川砂防技術基準（案）調査編第16章」及び「堰水質調査要領」、「ダム貯水池水質調査要領」「水質採水作業実施要領」に準拠し実施するものとする。
3. 受注者は、特記仕様書又はあらかじめ監督職員の指示した事項については、監督職員の承諾を得なければ、次の作業を進めてはならない。
4. 作業実施に先だって周辺の交通状況、河川状況等を充分把握し実施しなければならない。

第5条 監督職員

1. 発注者は、採水作業における監督員を定め、受注者に通知するものとする。総括監督員を定めたとき、監督職員を変更したときも同様とする。
2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 監督職員の権限は、契約書に基づく契約担当者の権限とされる事項のうち契約担当者が必要と認めて監督職員に委託したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限とする。
 - (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は主任技術者に対する業務に関する指示
 - (2) 契約書及び設計図書の記載の内容に関する受注者の確認の申し出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) 契約の履行に関する受注者又は主任技術者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
4. 受注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させた場合にあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員に契約書に基づく契約担当者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
5. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。
6. 書面に定める書類の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

第6条 主任技術者

1. 受注者は、採水作業における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 主任技術者は契約図書等に基づき、採水作業に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。

第7条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名、担当する業務範囲、その他必要な事項（設計図書で資格が必要とされている場合はその資格を証明する書類等）を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第8条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」とい

う。)に係る請求書, 請求代金代理受領承諾書, 遅延利息請求書, 監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。

2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは, 受注者において様式を定め, 提出するものとする。ただし, 発注者がその様式を指示した場合は, これに従わなければならない。
3. 受注者は, 契約時又は変更時において, 契約金額が 100 万円以上の業務について, 業務実績情報システム (テクリス) に基づき, 受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し, 受注時は契約締結後 15 日 (休日等を除く) 以内に, 登録内容の変更時は変更があった日から, 15 日 (休日等を除く) 以内に, 完了時は業務完了後 15 日 (休日等を除く) 以内に, 書面により監督職員の確認を受けたうえで, 登録機関に登録申請しなければならない。ただし, 登録できる技術者は, 業務計画書に示した技術者とする。なお, 変更時と完了時の間が, 閉庁日を除き 15 日間 (休日等を除く) に満たない場合は, 変更時の提出を省略できるものとする。

第 9 条 打合せ等

1. 採水作業を適正かつ円滑に実施するため, 主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり, 採水作業の方針及び条件等の疑義を正すものとし, その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し, 相互に確認しなければならない。
2. 採水作業着手時及び特記仕様書で定める採水作業の区切りにおいて, 主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし, その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互確認しなければならない。
3. 主任技術者は, 仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は, 速やかに監督職員と協議するものとする。

第 10 条 作業計画

1. 受注者は, 契約締結後 14 日以内に作業計画書を作成し, 監督職員に提出しなければならない。
2. 作業計画書には, 下記事項を記載するものとする。

(1) 作業概要	(2) 作業方針	(3) 作業編成
(4) 作業実施計画表	(5) 主要な機器	(6) 作業の方法
(7) 作業員名簿	(8) 安全管理計画	(9) その他
3. 受注者は, 作業計画書の内容を変更する場合は, 理由を明確にしたうえで, その都度監督職員に変更作業計画書を提出しなければならない。
4. 監督職員が指示した事項については, 受注者はさらに詳細な作業計画に係る資料を提出しなければならない。

第 11 条 作業管理

1. 受注者は, 作業計画に基づき, 適切な工程管理を行わなければならない。
2. 受注者は, 作業の進捗状況を監督職員に報告しなければならない。
3. 採水現場が隣接し, 又は同一現場において別途採水がある場合には, 常に相互協調するとともに, 利用する成果については, 照合を行わなければならない。

4. 受注者は、採水作業に当たり、水陸交通の妨害又は、公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。

第12条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、採水作業の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、採水作業を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

第13条 土地への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う採水作業を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち採水作業が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、採水実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、設計図書に定めのある場合を除き、監督職員の承諾を得たうえ、第三者の土地への立ち入りについて当該土地占有者の了解を得るものとする。
3. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。
なお、受注者は、業務完了後直ちに身分証明書を発注者に返却しなければならない。
4. 特に定めのある場合を除き、借地料、伐採その他の補償は受注者において行うものとする。

第14条 試料の保管及び引渡し

1. 採取された試料については、定められた方法により善良なる保管を行わなければならない。
2. 分析機関への引き渡しに当たっては、必要に応じて採水時の状況が説明できるよう記録しておかななければならない。

第15条 成果品

1. 成果品は、特記仕様書の定めるところにより提出するものとする。
2. 成果品は、すべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けずに第三者に公表、貸与、使用してはならない。

第16条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、採水作業の実施に当たっては、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

第17条 検査

1. 受注者は、契約書第8条第1項の規定に基づき、委託業務完成届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、採水作業の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査員は、主任技術者の立合の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 採水作業成果品の検査
 - (2) 採水作業管理状況の検査採水作業の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第18条 条件変更

1. 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求するものとする。
 - (1) 図面、仕様書、質問書回答書が一致しないこと
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと
 - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること
 - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することができない特別な状態（天災等（公共土木施設災害復旧事業査定方針第3第1項に掲げるものをいう。）不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合とする。）が生じたこと
2. 発注者は、前項に規定による確認を請求されたとき又は自ら前項にあげる事実を発見したときは、受注者の立ち会いの上、直ちに調査を行うものとする。ただし、受注者が立ち会いに応じない場合には、受注者の立ち会いを得ずに行うことができる。
3. 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむ得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
4. 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行うものとし、その指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第19条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、採水業務委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 委託料に変更を生じる場合

- (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 発注者と受注者が協議し、採水作業履行上必要があると認められる場合
 - (4) 委託料の変更に代える採水作業内容の変更を行った場合
2. 受注者は前項の場合において、変更する契約図書は、次の各号に基づき作成するものとする。
- (1) 第18条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項
 - (2) 採水作業の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第20条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して採水作業等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 受注者は、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

第21条 一時中止

1. 契約書第4条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、採水作業の全部又は一部の履行について一時中止を指示することができるものとする。
- (1) 第三者の土地への立入り了解が得られない場合
 - (2) 関連する他の作業の進捗が遅れたため、採水作業の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により採水作業の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により採水の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、請負者、使用人並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 前項の場合において、受注者は採水作業の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。

第22条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第4条に規定する一般的損害、契約書第7条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第23条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第4条に規定する一般的損害、契約書第7条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 契約書第9条に規定する瑕疵責任に係る損害

(3) 受注者の責により損害が生じた場合

第24条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途業務等の用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。
3. 発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用し、成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときには、必要な費用を負担するものとする。

第25条 再委託

1. 受注者は、委託業務の処理を一括して他に委託してならない。また、次の各号に掲げる主たる部分については、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 採水作業における総合的企画、作業遂行管理及び技術的判断
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、採水作業を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し採水作業の実施について適切な指導、管理のもとに採水作業を実施しなければならない。

なお、協力者は、鹿児島県土木部の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第26条 成果品の使用等

1. 受注者は、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている採水方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を発注者に求める場合には第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第27条 安全等の確保

1. 受注者は、採水作業関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のために努めなければならない。
2. 受注者は、必要がある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、採水作業中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、採水作業の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の

徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

4. 受注者は、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、採水作業の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 採水作業に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に伴い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
6. 受注者は、採水作業の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
7. 受注者は、採水作業中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第28条 守秘義務

1. 受注者は契約書第17条の規定により、水質採水の実施課程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、成果品の発表に際して、第15条第2項の承諾を受けた場合にはこの限りではない。

第29条 個人情報の取扱い

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律58号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第30条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1.により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。